３Ｒ活動推進フォーラム　企画・運営委員会設置要領

平成２１年　５月１２日理事会決定

（目的）

第１条　３Ｒ活動推進フォーラム（以下　「フォーラム」という。）規約第１２条により、フォーラムに企画・運営委員会（以下　「委員会」という。）を設置し、理事会から付託された事項または、会長より諮問された事項について審議することを目的とする。

（構成）

第２条　委員会は、会員及び会員外の有識者をもって構成する。

（任期）

第３条　委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選任する。

（招　集）

第５条　委員会は、会長が招集する。

（委員会）

第６条　委員会は、フォーラムの組織、制度、事業計画について必要となる事項について審議する。

２　委員会は、審議に必要な調査を行うことができる。

３　委員会は、審議に必要と認める場合は、その目的に相応しい関係者を出席させることができる。

（審議事項の処理）

第７条　委員長は、委員会で審議決定した事項及び経過を理事会に報告し、または会長に答申しなければならない。

（附則）

この要領は平成２１年５月１２日から施行する。